フォークリフトと歩行者

始業前に読む文例です。死角、警報、歩行者通路、通路に入る前にすることをまとめています。

所要時間	進行役	使う場面	用意するもの
5分	職長または安全担当者が、チームの前に立って	始業前。フォークリフトと歩行者が同じ場所で作業する職場や、レイアウトを変えたとき	職場の通路図と、可能なら停止中のフォークリフト

読み上げる文例

おはようございます。今日のテーマは、1日に何百回も起きている交差です。片側にフォークリフト、もう片側に歩いている人がいます。

フォークリフトの運転者に見えている範囲は、思っているより狭いものです。持ち上げた荷が前をふさぎ、マストが視界をさえぎり、後進のときは肩越しに後ろを見ています。車体の左右にも死角があります。

よくある場面を考えてみましょう。休憩所から出てきた人が、スマートフォンを見ながら棚の陰から通路に出て、後進してきたフォークリフトとぶつかりそうになります。運転者は警報を鳴らしていましたが、その人はイヤホンをしていました。

歩いている人は、歩行者通路を使います。横断する前に立ち止まり、左右を確認して、運転者と目を合わせます。運転者が気づいていなければ、渡りません。

運転する人は、交差点や見通しの悪い角で速度を落とし、警報を鳴らします。荷で前が見えないときは、後進で進むか、誘導者を付けます。職場で決めた制限速度は必ず守ります。

動いているフォークリフトの横を歩かない、フォークや荷の下に入らない、フォークに乗らない。パレットで歩行者通路がふさがっていたら、すぐに報告します。

最後に、指差呼称で締めくくります。「左右よし、運転者よし」。目が合ったかを確かめるのは、3秒で済みます。通路では、歩いている人がいつも一番弱い立場です。

法令の定め

- 労働安全衛生規則第151条の7は、運転中のフォークリフトやその荷に接触するおそれのある箇所への立入りを、見やすい箇所への表示などの方法で禁止するよう事業者に求めています。誘導者を置く場合は例外で、運転者はその誘導に従います。
- フォークや荷の下への立入りの禁止（第151条の9）、乗車席以外への搭乗の禁止（第151条の13）、作業場所に応じた制限速度の設定（第151条の5）、作業計画の運行経路を関係労働者に周知すること（第151条の3第3項）も定められています。

出典：労働安全衛生規則第151条の3、第151条の5、第151条の7〜第151条の9、第151条の13（e-Gov法令検索）。2026年10月29日に確認。

作業者への問いかけ

1. **フォークリフトが走る通路を渡る前に、何をしますか**
 *答えの例：*立ち止まって左右を確認し、運転者と目を合わせます。気づいてもらえていなければ渡りません。事業者は、接触の危険がある場所への立入りを、見やすい表示などで禁止します（安衛則第151条の7）。

2. **運転者に歩行者が見えないのはなぜですか**
 *答えの例：*荷、マスト、後進が死角をつくるからです。そのため誘導者を置くときは一定の合図を定め、運転者はその合図に従います（安衛則第151条の8）。

3. **フォークリフトの近くで、入ってはいけない場所はどこですか**
 *答えの例：*フォークや、フォークで支えている荷の下です（安衛則第151条の9）。また、乗車席以外の場所に人を乗せてはいけません（安衛則第151条の13）。

出席者

日付 _____　職場 _____　進行役 _____

#	氏名	職種	署名
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

Fywareの実務用ガイドです。公式の様式でも法的助言でもありません。この名簿は朝礼を行った記録であり、特別教育の記録や技能講習の修了証ではありません。